

利用料金のご案内（医療保険）

●基本費用

訪問看護			単価（円）	1割（円）	2割（円）	3割（円）
訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日まで			5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降			6,550円	655円	1,310円	1,965円
<u>訪問看護基本療養費（Ⅱ）</u>		週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日に2人（看護師）		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		（理学療法士等）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
<u>訪問看護基本療養費（Ⅱ）</u>		週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
同一日に3人以上9人以下（看護師）		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
		（理学療法士等）	2,780円	278円	556円	834円
緊急訪問看護加算		（主 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
治医の指示のもと）※1		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
難病等複数回訪問看護加算		2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
同一建物に3人以上9人以下訪問		2回	4000円	400円	800円	1600円
		同一建物に3人以上9人以下訪問 3回以上（月20日目まで）	7200円	720円	1440円	2160円
		同一建物に3人以上9人以下訪問 3回以上（月21日目以降）	6,900円	690円	1380円	2070円
精神科訪問看護						
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日まで		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4250円	430円	850円	1280円
週4日目以降		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5100円	510円	1020円	1530円
<u>精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）</u>		週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日に2人（看護師）		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		（作業療法士等）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
<u>精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）</u>		週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
同一日に3人以上9人以下（看護師）		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
		（作業療法士等）	2,780円	278円	556円	834円

精神科緊急訪問看護加算 (主治医の指示のもと)※1	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
精神科複数回訪問看護加算	2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
同一建物に3人以上9人以下訪問 2回		4000円	400円	800円	1600円
同一建物に3人以上9人以下訪問 3回以上 (月20日目まで)		7200円	720円	1440円	2160円
同一建物に3人以上9人以下訪問 3回以上 (月21日目以降)		6,900円	690円	1380円	2070円

同一加算

長時間訪問看護加算 ※2		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問加算※3	(同行者) 看護師等	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,000円	400円	800円	1,200円
	(同行者) 准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	3,400円	340円	680円	1,020円
	(同行者) 看護補助者(1日1回)	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	2700円	270円	540円	810円
	(同行者)(別に厚労省が定める場合に限る)看護補助者(1日2回)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	(同行者)(別に厚労省が定める場合に限る)看護補助者(1日3回)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内 3 人以上 9 人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円

※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）・ 訪問看護加算2,100円/回

同一建物内 3 人以上 9 人以下（月15日目まで） 2,100円/回

同一建物内 3 人以上 9 人以下（月16日目以降） 1,900円/回

※ 深夜（午後10時から午前6時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 訪問看護加算4,200円/回

同一建物内 3 人以上 9 人以下（月15日目まで） 4,200円/回

同一建物内 3 人以上 9 人以下（月16日目以降） 4,000円/回

特別地域訪問看護加算・・・基本療養費の50%

※厚生労働大臣定める地域にステーションが所在し、利用者宅まで片道1時間以上かかる場合

※ 同一建物には同一敷地内の建物も含まれます

※ 准看護師の訪問の場合は×90%

●加算

訪問看護管理療養費		月の初日	7710円	771円	1542円	2313円
		月の2日目以降	3010円	301円	602円	903円
訪問看護ベースアップ評価料(1月につき1回)	(Ⅰ) ※4	別紙参照				
訪問看護ベースアップ評価料	(Ⅱ) ※5	別紙参照				
情報提供療養費(1・2・3)(必要時月1回)		1,500円	150円	300円	450円	
24時間対応体制加算 ※6 (1月につき1回)		6,800円	680円	1,360円	2040円	
特別管理加算 ※7 (1月につき1回)	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	II	2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護ターミナルケア療養費 看取り加算なし		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
※8 看取り加算あり		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
退院時共同指導加算(退院時Dr.と共同して通常1回指導)※9		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
(特別管理加算の対象者)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
退院支援指導加算(退院日に支援した場合) ※10		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院支援指導加算(長時間) ※10		8400円	840円	1680円	2520円	
看護・介護職員連携強化加算(1月につき) ※11		2,500円	250円	500円	750円	
在宅患者連携指導加算(月1回限度)		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回限度)		2,000円	200円	400円	600円	
※厚生労働大臣定める地域にステーションが所在し、利用者宅まで片道1時間以上かかる場合						
訪問看護物価対応料1 ※12		月の初日	60円	6円	12円	18円
		月の2日目以降	20円	2円	4円	6円
訪問看護医療情報連携加算(1月につき1回)※13		1000円	100円	200円	300円	
訪問看護遠隔診療補助料(1日につき) ※14		2,650円	265円	530円	795円	

● 保険外適用のサービス(自費、税抜き)

エンゼルケア	16,000円
--------	---------

● その他の料金

主治医が発行する訪問看護指示書の発行料金がかかります。主治医の医療機関より請求があります。

訪問看護指示書(1か月～6か月毎に発。指示書の有効期間、発行頻度に関しては主治医が決定)

特別訪問看護指示書(主治医が頻回訪問が必要と認めた場合に発行 月1回14日間

次の場合は月2回交付が可能。気管カニューレ挿入中、真皮に至る褥瘡)

訪問点滴注射指示書(週3日以上点滴の必要性がある場合に主治医が発行。7日毎に発行が必要)

具体的な料金に関しまして、ご質問がありましたら主治医へご確認ください。

※1 緊急訪問看護加算は利用者又は家族の緊急求めに応じて、主治医の指示により行う場合

- ※2 長時間訪問看護加算は、[週1日(厚生労働大臣が定める疾病は週3回)を限度]
特別管理加算の対象者について、1回90分を超えた場合
- ※3 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合
(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算
- ※4 訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価として算定
- ※5 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される金額の見込みの数が、規定に達していない場合に算定。算定構造は18段階に分かれており、毎年3、6、9、12月に見直し変更がある場合は地方厚生局長等に届け出る
- ※6 24時間対応体制加算は利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつてかつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算
- ※7 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおり
- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニュー若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算

- ※8 看取り加算なしは在宅又は特別養護老人ホーム等(看取り介護加算等を算定している利用者を除く)で死亡の場合
看取り加算ありの場合とは在宅又は特別養護老人ホーム等(看取り介護加算等を算定している利用者に限る)で死亡の場合

- ※9 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算
- ※10 退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときに算定されます。退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に6,000円（特別管理加算、特別訪問看護指示書が交付されている方に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあっては、8,400円）を加算します。
- ※11 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※12 物価の上昇に伴い、サービス提供に必要な費用の一部として国により新たに設けられた加算です。なお、令和9年6月以降は所定額の100分の200に相当する額へ見直される予定です。
- ※13 医療機関や関係職種とICT等を活用して利用者の診療情報を共有し連携した上で訪問看護を行った場合に算定される加算です。
- ※14 オンライン診療時に、医師の指示のもと看護師等が利用者宅等で診療の補助を行った場合に算定される加算です。医師によるオンライン診療とあわせて実施した場合に限ります。